

名古屋大学哲学会会則

第 1 条 本会は名古屋大学哲学会と称する。

第 2 条 本会は哲学研究の進展と普及に努め、併せて会員相互の研究所の連絡と親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会はこの目的を達成するために左の事業を行う。

1:年 1 回の研究大会の開催

2:研究発表会、講演会等の適時開催

3:会報ないし機関誌の発行、配布

4:その他必要な事業

第 4 条 本会は一般会員、教官会員、特別会員より構成される。

- ・ 一般会員:次の 1 もしくは 2 のいずれかに該当する者
- ・ 1 名古屋大学文学部、大学院文学研究科、人文学研究科哲学研究室に過去に在籍した者および現在在籍している者
- ・ 2 1 以外の、名古屋大学に過去に在籍した者もしくは現在在籍しているもので、入会を希望する者
- ・ 教官会員 名古屋大学文学部・文学研究科哲学研究室、および情報科学研究科(旧教養部)哲学系研究室に過去に所属した教員、および現在所属している教員

第 5 条 本会は左の役員をおく。

- ・ 委員:若干名
- ・ 会計監査:2 名
- ・ 幹事:若干名

第 6 条 総会は年 1 回定期的に開き、その他必要があれば臨時に開くことができる。総会は会員の中より委員および会計監査を選出する。また総会は一般報告並びに会計報告を受ける。

第 7 条 委員は会員の中より、教官・学生・卒業生、各若干名とする。

第 8 条 委員は委員会を構成し、総会の決定に従って会の運営について協議決定する。

第 9 条 委員の中より委員長 1 名を選出する。委員長は本会を代表する。

第 10 条 委員の任期は 2 年とする。

第 11 条 会計監査は年 1 回会計を監査する。その任期は 2 年とし、他の役員を兼ねることはできない。

第 12 条 幹事は委員会より委嘱され、任期 1 年とし、本会の事務を行う。

第 13 条 役員はすべて再任をさまたげない。

第 14 条 本会の会員は、左に定める年会費を納めるものとする。但し、教官会員の内、過去に所属した教官は、一般会員と同額の年会費を納めるものとする。

- ・ 一般会員 2,000 円
- ・ 教官会員 3,000 円
- ・ 特別会員 3,000 円

第 15 条 本会則は委員会の決議を経て変更することができる。但し、総会の承認を要する。

次号の『名古屋大学哲学論集』は 2020 年 3 月に発行予定です。執筆者の募集及び論文投稿の締め切りは 2019 年度になります。

執筆者紹介

川里 卓 (かわざと すぐる) 名古屋大学大学院博士課程後期課程

久保田 進一 (くぼた しんいち) 中京大学 非常勤講師

長谷川 暁人 (はせがわ あきと) 愛知県立大学 非常勤講師